○国土交通省告示第五百八十三号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第三十六条第七項の規定に基づき、道路運送車両法施行規則第三十六条第七項の規定に基づき登録試験機関に準ずるものとして国土交通大臣が定める外国の機関を定める告示（平成十六年国土交通省告示第五百二十八号）の全部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年四月二十七日　国土交通大臣　太田　昭宏

道路運送車両法施行規則第三十六条第七項の規定に基づき登録試験機関に準ずるものとして国土交通大臣が定める外国の機関を定める告示

名称	住所	備考
TÜV NORD Mobilitat GmbH & Co. KG	Am TÜV 1, D-30519 Hannover, Germany	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下「細目告示」という。）別添41「重量車排出ガスの測定方法」に基づく測定方法、細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に基づく測定方法（以下「JC08Hモード＋JC08Cモード法」という。）、細目告示別添44「二輪車排出ガスの測定方法」に基づく測定方法（以下「WMTCモード法」という。）及び細目告示別添109「無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法」に基づく測定方法（以下「光吸収係数の測定方法」という。）に限る。
TÜV SUD Automotive GmbH	Westendstr. 199, D-80686 München, Germany	JC08Hモード＋JC08Cモード法及び光吸収係数の測定方法に限る。
TÜH Staatliche Technische Überwachung Hessen	Rüdesheimer Straße 119, D-64285 Darmstadt, Germany	JC08Hモード＋JC08Cモード法及び光吸収係数の測定方法に限る。
DEKRA Automobil GmbH	Senftenberger Straße 30, D-01998 Klettwitz, Germany	JC08Hモード＋JC08Cモード法、WMTCモード法及び光吸収係数の測定方法に限る。
UTAC	Autodrome de Linas-Montlhéry-BP20212, F-91311 Montlhery CEDEX, France	JC08Hモード＋JC08Cモード法及び光吸収係数の測定方法に限る。
Applus＋IDIADA	L'Albornar, PO Box 20, E-43710, Santa Oliva, Tarragona, Spain	JC08Hモード＋JC08Cモード法、WMTCモード法及び光吸収係数の測定方法に限る。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第五百八十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の施行規程の変更（第三回）及び事業計画の変更（第四回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年四月二十七日　国土交通大臣　太田　昭宏

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成十四年一月十八日から平成三十四年三月三十一日まで

三　施行地区　千葉県八千代市大和田新田字八王寺台、字坪井向、字石亀台及び字庚申山並びに吉橋字八王子向及び字宮ノ前の全部の区域並びに大和田新田字仲木戸前及び字八幡後並びに吉橋字宮ノ下、字前畑、字東向、字新山、字石神、字西芝山及び字西内野の各一部

四　土地区画整理事業の名称　八千代都市計画事業西八千代北部特定土地区画整理事業

五　事務所の所在地　千葉県八千代市緑が丘一丁目千百二十番地三

六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成十四年一月十八日

七　施行規程の変更（第三回）及び事業計画の変更（第四回）の認可の年月日　平成二十七年四月二十七日

○国土交通省告示第五百八十五号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月二十七日から三十日間国土交通省北陸地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月二十七日　国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　北陸自動車道　供用開始の区間　金沢市神野町東七一番から同市神野町東一一四番まで　平成二十七年四月二十八日〇時

○国土交通省告示第五百八十六号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月二十七日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月二十七日　国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　中央自動車道　供用開始の区間　一宮市丹陽町九日市場字竹之宮二一〇番一から同市丹陽町九日市場字大堀一四七番まで　平成二十七年四月二十八日〇時

○国土交通省告示第五百八十七号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月二十七日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月二十七日　国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　近畿自動車道　敦賀線　供用開始の区間　篠山市下板井字荒田坪九三番一から同市下板井字内場七番まで　平成二十七年四月三十日〇時

○国土交通省告示第五百八十八号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十一条の九の規定により、同法第五十一条の四第二項第二号及び第五号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第五十一条の十九第二号の規定により、公示する。

平成二十七年四月二十七日　国土交通大臣　太田　昭宏